

「信州の山」ロゴマーク使用取扱規程

平成 26 年 6 月 6 日策定
長野県林務部森林政策課

(趣旨)

第 1 条 この規程は、県民の共通の財産であり、貴重な長野県の資源である「信州の山」に感謝するとともに、「信州の山」を守り育てながら活かしていく気運の醸成を図るための取組に、「信州の山」ロゴマークを使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「信州の山」ロゴマークとは別記 1 のロゴマークパターンをいう。

(ロゴマークに関する権限)

第 3 条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県に属する。

(使用の承諾)

第 4 条 「信州の山」ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ長野県知事（以下「知事」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 長野県、市町村及び長野県が構成員となっている団体（以下「県参画団体」という。）が公用又は公共的に使用する場合
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校が、教育目的に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 長野県及び県参画団体が認定した商品又はサービス等のうち、知事が適当と認める場合
- (5) その他使用承諾の手続きを必要としないと知事が認めた場合

(使用の申込み)

第 5 条 前条の承諾を受けようとする者は、「信州の山」ロゴマーク使用申込書（様式 1）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める団体等が申込みを行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) 「信州の山」ロゴマークの使用内容がわかる企画書等

(3) その他知事が必要と認める書類

(使用承諾の基準)

第6条 知事は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が、魅力あふれる「信州の山」を広くPRし、「信州の山」のイメージアップになると認めるときには、使用を承諾するものとする。

2 「信州の山」ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承諾しないものとする。

- (1) 長野県及び「信州の山」の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 県民の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承諾することを知事が不相当と認めた場合

3 前項の場合、申請に要した費用等については、長野県は一切責任を負わない。

(使用承諾の条件)

第7条 知事は、使用承諾のために必要があると認める場合には、「信州の山」ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 「信州の山」ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別に定める「信州の山」ロゴマークデザインに従って正しく使用すること。
- (3) 「信州の山」ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 「信州の山」ロゴマーク自体を商品化しないこと。
- (5) 「信州の山」ロゴマークの表示は、県産品であることや当該商品の品質又はサービスの内容を県が保証するものではないため、当該使用にかかる物件に「長野県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (6) 当該使用に係る成果品の完成見本や写真等を速やかに知事に提出すること。

(承諾内容の変更等)

第9条 「信州の山」ロゴマークを使用する者が、使用承諾の内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ「信州の山」ロゴマーク使用変更申込書(様式2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。

(承諾の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、「信州の山」ロゴマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 「信州の山」ロゴマークを使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) 「信州の山」ロゴマークを使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他「信州の山」ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、「信州の山」ロゴマークを使用する者に、使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性)

第11条 「信州の山」ロゴマークを使用する者は、知事が承諾した用途に限定して「信州の山」ロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第12条 長野県は、本規程により「信州の山」ロゴマーク使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 長野県は、「信州の山」ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、「信州の山」ロゴマーク使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月6日から施行する。